

教育委員会会議 定例会

平成 29 年 6 月 14 日

提出議案綴

山梨県教育委員会

1 議 案

- 第 7 号 平成29年度6月補正予算(案)概要
- 第 8 号 職員の処分について
- 第 9 号 平成30年度山梨県立特別支援学校幼稚部及び高等部入学者
選抜の基本事項について
- 第 10 号 山梨県立美術館協議会委員の委嘱について
- 第 11 号 山梨県考古博物館協議会委員の委嘱・任命について
- 第 12 号 山梨県文学館協議会委員の委嘱・任命について

2 報 告 事 項

- (4) 平成29年度山梨県教科用図書選定審議会の答申について

3 その他報告

- (7) 平成29年度山梨県学力把握調査結果の概要について

議案第 7 号

平成 29 年度 6 月 補正 予算 (案) 概要

一般会計

【目的別】

(単位：千円)

| 区 分 | 当初予算額 | 補正予算額 | 計(A) | 構成比 % | 28年度6月現 計予算額(B) | 構成比 % | 対前年度比較 A - B | 前年比 A/B % |
|-------------|------------|---------|------------|----------|--------------------|----------|-----------------|--------------|
| 教育委員会所管一般会計 | 83,826,798 | 760,439 | 84,587,237 | 100.0 | 86,157,627 | 100.0 | Δ1,570,390 | 98.2 |
| 2 総務費 | 155,345 | 3,597 | 158,942 | 0.2 | 203,759 | 0.2 | Δ44,817 | 78.0 |
| 1 総務管理費 | 155,345 | 3,597 | 158,942 | 0.2 | 203,759 | 0.2 | Δ44,817 | 78.0 |
| 8 土木費 | 538,499 | 0 | 538,499 | 0.6 | 0 | 0.0 | 538,499 | 0.0 |
| 4 都市計画費 | 538,499 | 0 | 538,499 | 0.6 | 0 | 0.0 | 538,499 | 0.0 |
| 10 教育費 | 83,132,954 | 756,842 | 83,889,796 | 99.2 | 85,953,868 | 99.8 | Δ2,064,072 | 97.6 |
| 1 教育総務費 | 15,158,500 | 12,446 | 15,170,946 | 17.9 | 14,531,492 | 16.9 | 639,454 | 104.4 |
| 2 小学校費 | 25,894,498 | 0 | 25,894,498 | 30.7 | 26,058,986 | 30.3 | Δ164,488 | 99.4 |
| 3 中学校費 | 15,504,413 | 0 | 15,504,413 | 18.3 | 15,940,962 | 18.5 | Δ436,549 | 97.3 |
| 4 高等学校費 | 16,729,166 | 204,098 | 16,933,264 | 20.0 | 18,558,285 | 21.5 | Δ1,625,021 | 91.2 |
| 5 特別支援学校費 | 6,915,120 | 0 | 6,915,120 | 8.2 | 7,502,604 | 8.7 | Δ587,484 | 92.2 |
| 6 社会教育費 | 2,061,406 | 0 | 2,061,406 | 2.4 | 2,200,244 | 2.6 | Δ138,838 | 93.7 |
| 7 保健体育費 | 869,851 | 540,298 | 1,410,149 | 1.7 | 1,161,295 | 1.3 | 248,854 | 121.4 |

【性質別】

(単位：千円)

| 区 分 | 当初予算額 | 補正予算額 | 計(A) | 構成比 % | 28年度6月現 計予算額(B) | 構成比 % | 対前年度比較 A - B | 前年比 A/B % |
|---------------|------------|---------|------------|----------|--------------------|----------|-----------------|--------------|
| 1 消費的経費 | 81,955,206 | 14,658 | 81,969,864 | 96.9 | 82,165,130 | 95.4 | Δ195,266 | 99.8 |
| 人件費 | 73,773,157 | 1,649 | 73,774,806 | 87.2 | 74,119,513 | 86.0 | Δ344,707 | 99.5 |
| (委員等報酬) | 925,713 | 1,644 | 927,357 | 1.1 | 879,854 | 1.0 | 47,503 | 105.4 |
| (職員給) | 64,607,191 | 0 | 64,607,191 | 76.4 | 65,365,329 | 75.9 | Δ758,138 | 98.8 |
| (退職金) | 8,114,680 | 0 | 8,114,680 | 9.6 | 7,756,512 | 9.0 | 358,168 | 104.6 |
| (その他) | 125,573 | 5 | 125,578 | 0.1 | 117,818 | 0.1 | 7,760 | 106.6 |
| 物件費 | 4,605,834 | 12,371 | 4,618,205 | 5.5 | 4,700,255 | 5.5 | Δ82,050 | 98.3 |
| 維持補修費 | 89,062 | 0 | 89,062 | 0.1 | 90,756 | 0.1 | Δ1,694 | 98.1 |
| 扶助費 | 684,030 | 0 | 684,030 | 0.8 | 649,417 | 0.8 | 34,613 | 105.3 |
| 補助費等 | 2,803,123 | 638 | 2,803,761 | 3.3 | 2,605,189 | 3.0 | 198,572 | 107.6 |
| 2 投資的経費(普通建設) | 1,854,925 | 745,781 | 2,600,706 | 3.1 | 3,977,230 | 4.6 | Δ1,376,524 | 65.4 |
| 補助事業 | 19,562 | 5,640 | 25,202 | 0.0 | 555,553 | 0.6 | Δ530,351 | 4.5 |
| 単独事業 | 1,835,363 | 740,141 | 2,575,504 | 3.1 | 3,421,677 | 4.0 | Δ846,173 | 75.3 |
| 3 貸付金 | 3,864 | 0 | 3,864 | 0.0 | 3,864 | 0.0 | 0 | 100.0 |
| 4 繰出金 | 12,803 | 0 | 12,803 | 0.0 | 11,403 | 0.0 | 1,400 | 112.3 |
| 合 計 | 83,826,798 | 760,439 | 84,587,237 | 100.0 | 86,157,627 | 100.0 | Δ1,570,390 | 98.2 |

【提案理由】

一般会計歳入歳出予算の総額を 760,439千円増額し、歳入歳出それぞれ 84,587,237千円としたい。
これが、この案件を提出する理由である。

平成29年度6月補正予算(案)概要

(単位:千円)

| 課室名 | 事業名等 | 予算額 (財源) | 事業の概要 | | |
|--------------|--|--|---|-------------------------|---------|
| 学校施設課 | 都留興譲館高等学校建設事業費 | 204,098 (県債 153,000) (県費 51,098) | 都留興譲館高校のグラウンドの整備等を行う。 事業内容 グラウンド整備 防球ネット設置 照明設備改修等 | | |
| | | | 当初予算額 | 補正額 | 計 |
| | | | 83,115 | 204,098 | 287,213 |
| 高校教育課 | ① ICT活用学力向上 実証研究事業費 | 2,494 (国委 2,494) | 高校生の学力向上を図るため、ICTを活用した きめ細かな指導方法等の実証研究を行う。 研究指定校 市川高等学校 富士北稜高等学校 | | |
| | | | 当初予算額 | 補正額 | 計 |
| | | | 0 | 2,494 | 2,494 |
| 高校教育課 | ① スーパー・ プロフェッショナル・ ハイスクール 事業費 | 8,122 (国委 8,122) | 本県産業の持続的な発展を支える人材を育成 するため、甲府工業高校専攻科の開設を見据 え、大学、企業等と連携した実践研究を行う。 研究指定校 甲府工業高等学校 | | |
| | | | 当初予算額 | 補正額 | 計 |
| | | | 0 | 8,122 | 8,122 |
| 高校改革・特別支援教育課 | ① 入院児童生徒 教育体制強化 事業費 | 1,830 (国委 1,830) | 入院している児童生徒に対する教育の充実を 図るため、関係機関が連携した支援体制を構築 する。 実施校 中央市立玉徳南小学校、 玉徳中学校下河東分校 (山梨大学医学部附属病院内) | | |
| | | | 事業内容 | 学習支援員の配置 協議会、研修会の開催等 | |
| | | | 当初予算額 | 補正額 | 計 |
| | | | 0 | 1,830 | 1,830 |
| 社会教育課 | ① 子どもの貧困 実態調査事業費 | 3,597 (国補 2,697) (県費 900) | 地域の実情に応じた効果的な子どもの貧困対 策を推進するため、実態調査を実施する。 | | |
| | | | 当初予算額 | 補正額 | 計 |
| | | | 0 | 3,597 | 3,597 |

| | | | | | |
|---------|--------------------|-----------------------------|--|---------|---|
| スポーツ健康課 | 学校食育指導 実践研究事業費 | 4,255 (国委 4,255) | 学校・家庭・地域が連携し、実践的な食育を推進するため、効果的な指導方法の研究等を行い、食育プログラムを作成する。 研究指定校 甲州市立奥野田小学校 | | |
| | | | 当初予算額 | 補正額 | 計 |
| | 0 | 4,255 | 4,255 | | |
| | 葦崎射撃場汚染 土壌除去事業費 | 536,043 (県費 536,043) | 葦崎射撃場跡地の土壌汚染対策のため、汚染土壌の除去を行う。 | | |
| 当初予算額 | | | 補正額 | 計 | |
| 5,704 | | | 536,043 | 541,747 | |

繰越明許費

(単位 千円)

| 款 | 項 | 補正後 | |
|--------|---------|---------|---------|
| | | 事業名 | 金額 |
| 10 教育費 | 4 高等学校費 | 高校施設整備費 | 204,098 |
| | 7 保健体育費 | 県立射撃場費 | 536,043 |

議案第 8 号

職員の処分について [別途資料配付]

議案第 9 号

平成30年度山梨県立特別支援学校幼稚部及び高等部入学者選抜の基本事項について

提案理由

平成30年度山梨県立特別支援学校幼稚部及び高等部入学者選抜の実施にあたり、あらかじめ基本事項を定め公告する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

| | |
|----|--|
| 件名 | 平成30年度山梨県立特別支援学校幼稚部及び高等部入学者選抜の基本事項について |
| 経緯 | <p>○ 平成29年2月～3月 平成29年度山梨県立特別支援学校高等部入学者選抜実施に係る課題及び対応策について各特別支援学校からの意見集約</p> <p>○ 平成29年4月～6月 平成30年度入学者選抜の基本事項に関する県立特別支援学校長会での協議</p> |
| 内容 | <p>1 平成30年度山梨県立特別支援学校幼稚部及び高等部入学者選抜の基本事項を別紙のとおり定め、実施したい。</p> <p>2 平成30年度の基本事項について</p> <p>(1) 幼稚部について 盲学校及びろう学校において入学検査を実施する。また、入学検査の結果、入学許可予定者が募集定員に満たない場合は、再募集を実施する。</p> <p>(2) 高等部本科について 高等部を設置する特別支援学校9校において入学検査を実施する。また、盲学校、ろう学校、甲府支援学校、あけぼの支援学校、やまびこ支援学校、ふじざくら支援学校及び高等支援学校桃花台学園において再募集を実施する（桃花台学園は、入学許可予定者が募集定員に満たない場合のみ実施）。</p> <p>(3) 高等部専攻科について 盲学校において入学検査を実施する。また、入学検査の結果、入学許可予定者が募集定員に満たない場合は、再募集を実施する。</p> <p>※ 基本事項に係る実施方法について、昨年度からの主な変更点は、以下のとおりである。</p> <p>○ 高等支援学校桃花台学園入学検査に係る追検査の導入</p> <ul style="list-style-type: none">・ 検査期日 平成30年2月5日（月）・ 対象者 インフルエンザ等の感染症等により入学検査を欠席した者 <p>○ 再募集の実施校の拡大</p> <ul style="list-style-type: none">・ 受検機会及び選択肢の拡大という趣旨から、盲学校、ろう学校及び桃花台学園に加え、新たに甲府支援学校、あけぼの支援学校、やまびこ支援学校、ふじざくら支援学校で再募集を実施する。 |

- ・ 出願資格 各特別支援学校の当該障害種別（視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、知的障害【**桃花台学園のみ**】）の単一障害者
桃花台学園の出願資格について、「公立高等学校全日制課程における後期募集又は定時制の課程における入学検査受検者」を削除
 - ・ 出願の制限 県内公・私立高等学校を受検し、出願時に、いずれの高等学校及び特別支援学校にも合格していない者
- 高等支援学校**桃花台学園**の出願書類
- ・ 出願書類として「志願理由書」を新たに加え、面接時の出願理由の確認等に使用する。

3 入試の詳細について

10月に発表する「平成30年度山梨県立盲学校・ろう学校幼稚部入学者選抜実施要項」、「平成30年度山梨県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要項」及び「平成30年度山梨県立盲学校高等部専攻科入学者選抜実施要項」で定める。

公告

平成30年度山梨県立特別支援学校幼稚部及び高等部入学者選抜の基本事項について

山梨県教育委員会

1 募集定員

各特別支援学校の募集定員は、別に定める。

2 出願資格

保護者ととともに山梨県内に住所を有する者で、次の各学校の要件に該当する者とする。

| 学校名 | 募集区分 | | 要件 |
|----------|------|--|--|
| 盲学校 | 幼稚部 | | (1)幼稚部 学校教育法施行令(以下「施行令」という。)第22条の3の規定による視覚障害者で、平成30年4月1日現在において満3歳以上6歳未満の者 |
| | 高等部 | 本科普通科 本科保健医療科 専攻科保健医療科 専攻科理療科 | (2)高等部本科 施行令第22条の3に規定する視覚障害者で、次の各号のいずれかに該当する者 ① 視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学部を卒業した者又は平成30年3月に卒業見込みの者 ② 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業した者若しくは平成30年3月に卒業見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了した者若しくは同月に修了見込みの者(以下「中学校卒業見込者等」という。) ③ 盲学校長が、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者 (3)高等部専攻科 施行令第22条の3の規定による視覚障害者で、次の各号のいずれかに該当する者 ① 盲学校高等部本科若しくは高等学校若しくはこれに準ずる学校若しくは中等教育学校(以下「高等学校等」という。)を卒業した者又は平成30年3月卒業見込みの者 ② 盲学校長が、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者 |
| ろう学校 | 幼稚部 | | (1)幼稚部 施行令第22条の3の規定による聴覚障害者で、平成30年4月1日現在において満3歳以上6歳未満の者 |
| | 高等部 | 本科普通科 | (2)高等部 施行令第22条の3に規定する聴覚障害者で、次の各号のいずれかに該当する者 ① 聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学部を卒業した者又は平成30年3月に卒業見込みの者 ② 中学校卒業見込者等 ③ ろう学校長が、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者 |
| 甲府支援学校 | 高等部 | 本科普通科 | 施行令第22条の3に規定する肢体不自由者で、次の各号のいずれかに該当する者 ① 肢体不自由者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学部を卒業した者又は平成30年3月に卒業見込みの者 |
| あけぼの支援学校 | 高等部 | 本科普通科 | ② 中学校卒業見込者等 ③ 志願先特別支援学校長が、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者 |

| 学校名 | 募集区分 | | 要件 |
|-------------|------|---------|--|
| わかば支援学校 | 高等部 | 本科普通科 | 施行令第22条の3に規定する知的障害者で、次の各号のいずれかに該当する者 ① 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学部を卒業した者又は平成30年3月に卒業見込みの者 ② 中学校卒業見込者等 ③ 志願先特別支援学校長が、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者 |
| かえで支援学校 | 高等部 | 本科普通科 | |
| やまびこ支援学校 | 高等部 | 本科普通科 | 施行令第22条の3に規定する知的障害者又は肢体不自由者で、次の各号のいずれかに該当する者 ① 知的障害者又は肢体不自由者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学部を卒業した者又は平成30年3月に卒業見込みの者 ② 中学校卒業見込者等 ③ 志願先特別支援学校長が、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者 |
| ふじざくら支援学校 | 高等部 | 本科普通科 | |
| 高等支援学校桃花台学園 | 高等部 | 本科産業技術科 | 施行令第22条の3に規定する知的障害者で、次の(1)から(3)の全てに該当する者 (1) 次のいずれかの条件を満たす者 ① 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学部を卒業した者又は平成30年3月に卒業見込みの者 ② 中学校卒業見込者等 ③ 高等支援学校桃花台学園校長が、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者 (2) 知的障害の程度が比較的軽い者で、施行令第22条の3に規定する知的障害以外の障害を併せ有していない者 (3) 基本的な生活習慣を身につけており、自主通学のできる者 |

3 出願、入学検査及び選抜方法

(1) 高等支援学校桃花台学園（以下「桃花台学園」という。）

① 出願

ア 出願の制限

(ア) 高等学校全日制の課程における前期募集と併願することはできない。

(イ) 志願者は、桃花台学園の教育相談を、平成29年12月28日（木）までに受けておくこと。

イ 出願期間

平成30年1月19日（金）（一括受付）、1月22日（月）の午前9時から午後4時まで及び1月23日（火）の午前9時から正午まで

ウ 出願書類

(ア) 入学願書

(イ) 志願理由書

(ウ) 確約書

(エ) 調査書

(オ) 住民票の写し

本人及び保護者に関するもので、平成29年12月以降発行のもの

(カ) 健康診断票

医療機関が発行したもの（桃花台学園校長が指定する様式による。）で、平成29年12月以降に受診したもの

- (キ) 山梨県総合教育センター相談支援部が平成29年4月以降に発行した施行令第22条の3に規定する知的障害者であることを証明する「教育相談における所見」(すでに出願時に有効な療育手帳を取得している場合は、その写しにより所見に替えることができる。ただし、県立特別支援学校中学部を平成30年3月卒業見込みの知的障害を主障害とする者は、所見の提出は不要とする。)

② 入学検査

- ア 期日
平成30年2月1日(木)
- イ 会場
桃花台学園
- ウ 入学検査の内容
学力検査、作業能力検査及び面接

③ 追検査

- ア 対象者
インフルエンザ等の感染症等不慮のやむを得ない事情により、入学検査を欠席した者。
- イ 期日
平成30年2月5日(月)
- ウ 会場
桃花台学園
- エ 追検査の内容
「3 (1) ② ウ 入学検査の内容」に準じる。

④ 選抜方法

桃花台学園校長は、出願書類及び入学検査又は追検査の結果を資料として総合判定し、選抜する。

- (2) 盲学校、ろう学校、甲府支援学校、あけぼの支援学校、わかば支援学校、かえで支援学校、やまびこ支援学校及びふじざくら支援学校

① 出願

- ア 出願の制限
出願は、「山梨県立特別支援学校通学区域等に関する規則」に定める通学区域の学校とする。
- イ 出願期間
平成30年2月9日(金)、2月13日(火)、2月14日(水)、2月15日(木)の午前9時から午後4時まで及び2月16日(金)の午前9時から正午まで
- ウ 出願書類
- (ア) 全校共通
- a 入学願書
 - b 調査書(幼稚部は除く)
 - c 住民票の写し
本人及び保護者に関するもので、平成30年1月以降発行のもの
 - d 健康診断票
医療機関が発行したもの(志願先特別支援学校長が様式を指定する場合は、当該様式による。)で、平成30年1月以降に受診したもの(志願先特別支援学校の中学部を平成30年3月卒業見込みの者を除く。)
ただし、あけぼの医療福祉センターで加療中の肢体不自由者が、あけぼの支援学校を受検する場合の健康診断票は、同センター整形外科医発行のものとする。
- (イ) 学校ごとに必要な書類(志願先特別支援学校の中学部を平成30年3月卒業見込みの者を除く。)

| 学校名 | 学校ごとに必要な書類 |
|-----------|---|
| 盲学校 | 平成30年1月以降に受診した眼科医発行の健康診断票 (幼稚園においては、身体障害者手帳の写しに替えることも可) |
| ろう学校 | 平成30年1月以降に受診した耳鼻咽喉科医発行の健康診断票 (幼稚園においては、身体障害者手帳の写しに替えることも可) |
| 甲府支援学校 | 平成30年1月以降に受診した整形外科医発行の健康診断票 |
| あけぼの支援学校 | 平成30年1月以降に受診した整形外科医発行の健康診断票 (あけぼの医療福祉センターで治療を受けていない者) |
| わかば支援学校 | 山梨県総合教育センター相談支援部が平成29年4月以降に発行した施行令第22条の3に規定する知的障害者であることを証明する「教育相談における所見」 (すでに出願時に有効な療育手帳を取得している場合は、その写しに替えることも可) |
| かえで支援学校 | |
| やまびこ支援学校 | (肢体不自由者) 平成30年1月以降に受診した整形外科医発行の健康診断票 (知的障害者) |
| ふじざくら支援学校 | 山梨県総合教育センター相談支援部が平成29年4月以降に発行した施行令第22条の3に規定する知的障害者であることを証明する「教育相談における所見」 (すでに出願時に有効な療育手帳を取得している場合は、その写しに替えることも可) |

エ 出願上の留意事項

志願者は、平成29年12月28日(木)までに、志願先特別支援学校の教育相談を予め受けるものとする。(志願先特別支援学校の中学部を平成30年3月卒業見込みの者を除く。)

② 入学検査

ア 期日

平成30年3月7日(水)

イ 会場

各志願先特別支援学校

ウ 入学検査の内容

| 学校名 | 募集区分 | 検査内容 | |
|------|------|-------------------------------|-----------------------|
| 盲学校 | 幼稚部 | ・実態を把握するための検査 | |
| | 高等部 | 本科普通科 | ・学力検査 ・面接 |
| | | 本科保健医療科 専攻科保健医療科 専攻科理療科 | ・学力検査 ・面接 ・機能検査 |
| ろう学校 | 幼稚部 | ・実態を把握するための検査 | |
| | 高等部 | 本科普通科 | ・学力検査 ・面接 |

| 学校名 | 募集区分 | | 検査内容 |
|-----------|------|-------|---|
| 甲府支援学校 | 高等部 | 本科普通科 | <ul style="list-style-type: none"> ・学力検査 ・面接 ・生活動作検査 |
| あけぼの支援学校 | | | |
| わかば支援学校 | | | |
| やまびこ支援学校 | | | |
| ふじざくら支援学校 | | | |
| かえで支援学校 | | | |

③ 選抜方法

志願先特別支援学校長は、出願書類及び入学検査の結果を資料として総合判定し、選抜する。

4 入学許可予定者の発表

(1) 桃花台学園

平成30年2月8日(木)

なお、桃花台学園の入学許可予定者は、高等学校全日制課程における後期募集、定時制の課程、通信制の課程及び特別支援学校高等部入学者選抜検査に出願することはできない。

(2) 盲学校、ろう学校、甲府支援学校、あけぼの支援学校、わかば支援学校、かえで支援学校、やまびこ支援学校及びふじざくら支援学校

平成30年3月14日(水)

5 再募集

盲学校幼稚部・高等部(本科普通科、本科保健理療科、専攻科保健理療科、専攻科理療科)、ろう学校幼稚部・高等部、甲府支援学校、あけぼの支援学校、やまびこ支援学校及びふじざくら支援学校の高等部並びに桃花台学園において、再募集を実施する。

なお、盲学校幼稚部・高等部専攻科(保健理療科、理療科)、ろう学校幼稚部及び桃花台学園においては、入学許可予定者が募集定員に満たない場合に限り実施する。

(1) 盲学校幼稚部・高等部(本科普通科、本科保健理療科、専攻科保健理療科、専攻科理療科)、ろう学校幼稚部・高等部、甲府支援学校、あけぼの支援学校、やまびこ支援学校及びふじざくら支援学校の高等部

① 出願資格

ア 盲学校幼稚部・高等部専攻科(保健理療科、理療科)及びろう学校幼稚部

「2 出願資格」による。

イ 高等部

(ア) 「2 出願資格」に該当する各特別支援学校の当該障害種別(やまびこ支援学校及びふじざくら支援学校においては、肢体不自由のみ)の単一障害者

(イ) 県内公・私立高等学校を受検し、出願時に、いずれの高等学校及び特別支援学校にも合格していない者

② 出願の制限(高等部)

公立高等学校全日制の課程における再募集との併願はできない。

③ 出願期間

平成30年3月15日(木)の午前9時から午後4時及び3月16日(金)の午前9時から正午まで

④ 入学検査の内容

志願先特別支援学校長が別途定める。

⑤ 検査期日

平成30年3月19日(月)

⑥ 入学許可予定者の発表

平成30年3月22日(木)

⑦ 出願上の留意事項

志願者は、平成29年12月28日(木)までに、志願先特別支援学校の教育相談を予め受けるものとする。(志願先特別支援学校の中学部を平成30年3月卒業見込みの者を除く。)

(2) 桃花台学園

① 出願資格

ア 「2 出願資格」による。

イ 県内公・私立高等学校を受検し、出願時に、いずれの高等学校及び特別支援学校にも合格していない者

② 出願の制限

ア 公立高等学校全日制課程の再募集と併願することはできない。

イ 志願者は、桃花台学園の教育相談を、平成29年12月28日(木)までに受けておくこと。

③ 出願期間

平成30年3月15日(木)の午前9時から午後4時及び3月16日(金)の午前9時から正午まで

④ 入学検査の内容

桃花台学園校長が別途定める。

⑤ 検査期日

平成30年3月19日(月)

⑥ 入学許可予定者の発表

平成30年3月22日(木)

6 実施要項

詳細については、別に定める「平成30年度山梨県立盲学校・ろう学校幼稚部入学者選抜実施要項」、「平成30年度山梨県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要項」及び「平成30年度山梨県立盲学校高等部専攻科入学者選抜実施要項」による。

平成30年度県立特別支援学校幼稚部及び高等部入学者選抜日程

| 平成30年 1月 | | | 平成30年 2月 | | | 平成30年 3月 | | |
|----------|---|------|----------|---|----------------|----------|---|--------------------|
| 1 | 月 | | 1 | 木 | 桃花台学園入学検査 | 1 | 木 | |
| 2 | 火 | | 2 | 金 | | 2 | 金 | |
| 3 | 水 | | 3 | 土 | | 3 | 土 | |
| 4 | 木 | | 4 | 日 | | 4 | 日 | |
| 5 | 金 | | 5 | 月 | 桃花台学園追検査 | 5 | 月 | |
| 6 | 土 | | 6 | 火 | | 6 | 火 | |
| 7 | 日 | | 7 | 水 | | 7 | 水 | 盲学校等入学検査 |
| 8 | 月 | 成人の日 | 8 | 木 | 桃花台学園入学許可予定者発表 | 8 | 木 | |
| 9 | 火 | | 9 | 金 | | 9 | 金 | |
| 10 | 水 | | 10 | 土 | | 10 | 土 | |
| 11 | 木 | | 11 | 日 | 建国記念の日 | 11 | 日 | |
| 12 | 金 | | 12 | 月 | 振替休日 | 12 | 月 | |
| 13 | 土 | | 13 | 火 | | 13 | 火 | |
| 14 | 日 | | 14 | 水 | | 14 | 水 | 盲学校等入学許可予定者発表 |
| 15 | 月 | | 15 | 木 | | 15 | 木 | 特別支援学校再募集出願期間 |
| 16 | 火 | | 16 | 金 | | 16 | 金 | |
| 17 | 水 | | 17 | 土 | | 17 | 土 | |
| 18 | 木 | | 18 | 日 | | 18 | 日 | |
| 19 | 金 | | 19 | 月 | | 19 | 月 | 特別支援学校再募集検査 |
| 20 | 土 | | 20 | 火 | | 20 | 火 | |
| 21 | 日 | | 21 | 水 | | 21 | 水 | 春分の日 |
| 22 | 月 | | 22 | 木 | | 22 | 木 | 特別支援学校再募集入学許可予定者発表 |
| 23 | 火 | | 23 | 金 | | 23 | 金 | |
| 24 | 水 | | 24 | 土 | | 24 | 土 | |
| 25 | 木 | | 25 | 日 | | 25 | 日 | |
| 26 | 金 | | 26 | 月 | | 26 | 月 | |
| 27 | 土 | | 27 | 火 | | 27 | 火 | |
| 28 | 日 | | 28 | 水 | | 28 | 水 | |
| 29 | 月 | | | | | 29 | 木 | |
| 30 | 火 | | | | | 30 | 金 | |
| 31 | 水 | | | | | 31 | 土 | |

※志願者は、平成29年12月28日（木）までに、志願先特別支援学校の教育相談を予め受けるものとする。
（志願先の特別支援学校の中学部を平成30年3月卒業見込みの者を除く。）

議案第 10 号

山梨県立美術館協議会委員の委嘱について

博物館法（昭和26年法律第285号）及び山梨県附属機関の設置に関する条例（昭和60年山梨県条例第3号）に基づき、山梨県立美術館協議会委員を次のとおり委嘱する。

山梨県立美術館協議会委員の氏名（別紙）

提案理由

山梨県立美術館協議会委員について、本人から辞任したい旨の申し出があったため、現在の協議会委員に代えて、新たに後任者を委嘱する必要がある。

山梨県立美術館協議会委員の委嘱について

1 根拠法令等

博物館法（昭和26年法律第285号）及び山梨県附属機関の設置に関する条例（昭和60年山梨県条例第3号）により設置

2 職 務

博物館法第20条第2項の規定による山梨県立美術館の運営に関する事項の調査審議及び意見の具申に関する事務

3 組 織

(1) 委員の定数

15人以内

(2) 委員の要件

ア 学校教育の関係者

イ 社会教育の関係者

ウ 家庭教育の向上に資する活動を行う者

エ 学識経験のある者

(3) 委員の任期

2年

4 今回の委嘱について

委嘱理由 委員の辞任による委嘱

新規委嘱委員 3名

任期は前任者（任期 H28. 10. 1～H30. 9. 30）の残任期間

議案第 11 号

山梨県考古博物館協議会委員の委嘱・任命について

博物館法（昭和26年法律第285号）及び山梨県附属機関の設置に関する条例（昭和60年山梨県条例第3号）に基づき、山梨県考古博物館協議会委員を次のとおり委嘱・任命する。

山梨県考古博物館協議会委員の氏名（別紙）

提案理由

山梨県考古博物館協議会委員について、本人から辞任したい旨の申し出があったため、新たに委員を委嘱・任命する必要がある。

山梨県考古博物館協議会委員の委嘱・任命について

1 根拠法令等

博物館法（昭和26年法律第285号）及び山梨県附属機関の設置に関する条例（昭和60年山梨県条例第3号）により設置

2 職 務

博物館法第20条第2項の規定による山梨県立考古博物館の運営に関する事項の調査審議及び意見の具申に関する事務

3 組 織

(1) 委員の定数

15人以内

(2) 委員の要件

ア 学校教育の関係者

イ 社会教育の関係者

ウ 家庭教育の向上に資する活動を行う者

エ 学識経験のある者

(3) 委員の任期

2年

4 今回の委嘱・任命について

(1) 委員の辞任による委嘱・任命：4名

(2) 任期：前任者の残任期間（H29.6.15～H30.10.22）

議案第 12 号

山梨県文学館協議会委員の委嘱・任命について

博物館法（昭和26年法律第285号）及び山梨県附属機関の設置に関する条例（昭和60年山梨県条例第3号）により、山梨県文学館協議会委員を次のとおり委嘱・任命する。

山梨県文学館協議会委員の氏名（別紙）

提案理由

山梨県文学館協議会委員について、本人から辞任したい旨の申し出があったため、現在の協議会委員に代えて、新たに後任者を委嘱・任命する必要がある。

山梨県文学館協議会委員の委嘱・任命について

1 根拠法令等

博物館法（昭和26年法律第285号）及び山梨県附属機関の設置に関する条例（昭和60年山梨県条例第3号）により設置

2 職 務

博物館法第20条第2項の規定による山梨県立文学館の運営に関する事項の調査審議及び意見の具申に関する事務

3 組 織

(1) 委員の定数

15人以内

(2) 委員の要件

ア 学校教育の関係者

イ 社会教育の関係者

ウ 家庭教育の向上に資する活動を行う者

エ 学識経験のある者

(3) 委員の任期

2年

4 今回の委嘱について

委嘱・任命理由 委員の辞任による委嘱・任命

新規委嘱・任命委員 4名

任期は前任者（任期 H27.10.1～H29.9.30）の残任期間

(平成29年6月14日 定例教育委員会)

課名 義務教育課

件名

平成29年度山梨県教科用図書選定審議会の答申について

経緯

平成29年4月12日 定例教育委員会において、29年度山梨県教科用図書選定審議会へ諮問する4つの事項を決定
 (平成30年度に小学校で使用する「特別の教科 道徳」及び特別支援学校及び特別支援学級で使用する「学校教育法附則第9条の規定による図書」の採択に関して)

平成29年4月27日 第1回山梨県教科用図書選定審議会を開催
 審議事項：山梨県教科用図書採択に関する諮問事項

平成29年5月25日 第2回山梨県教科用図書選定審議会を開催
 審議事項：山梨県教科用図書採択に関する答申

平成29年6月5日 山梨県教科用図書選定審議会から山梨県教育委員会に答申

※「特別の教科 道徳」教科書の採択は今年度初めて行われ、「学校教育法附則第9条の規定による図書」の採択は毎年行われている。

内容

〔諮問事項と主な答申内容〕

諮問第一項 平成29年度山梨県教育委員会の教科用図書採択基準について

1 小学校用教科用図書「特別の教科 道徳」の採択基準について

(1) 内容

- ① 内容が学習指導要領に示された目標を実現させるために、適切なものであること。
- ② 内容の程度が児童の実態に応じていること。
- ③ 内容の構成・配列が適切であること。
- ④ 内容が地域の実態に応じ得るよう配慮されていること。

(2) 形式

- ① 表記や表現が適切であること。
- ② 学習に必要な資料への配慮が適切になされていること。

2 特別支援教育関係教科用図書「学校教育法附則第9条の規定による図書」の採択基準について

(1) 内容

- ① 内容が目標を達成させるために適切なものであること。
- ② 内容の程度が児童生徒の実態に応じていること。
- ③ 内容の組織・配列・分量が適切であること。
- ④ 内容が地域の実態に応じ得るよう配慮されていること。

(2) 形式

- ① 表記や表現が適切であること。
- ② 装丁が適切であること。

諮問第二項 教科用図書採択権者に供する採択参考資料について

- 1 小学校用教科用図書「特別の教科 道徳」を採択する採択権者に供する採択参考資料について
 - ・調査員を7人おき、調査研究に対する基本的な考え方や調査の観点に従って採択参考資料を作成した。
- 2 特別支援教育関係教科用図書「学校教育法附則第9条の規定による図書」を採択する採択権者に供する採択参考資料について
 - ・調査員を6人おき、調査研究に対する基本的な考え方や調査の観点に従って採択参考資料を作成した。

諮問第三項 教科用図書の採択に関する指導、助言又は援助に関する重要事項について

- 1 市町村教育委員会が協議して採択する場合の方法について
 - (1) 小学校用教科用図書「特別の教科 道徳」を採択する場合
共同採択を行うため採択地区協議会を設置し、協議会の構成・所掌等定めるなかで共同調査・研究を行い採択する。
 - (2) 特別支援学級を設置する学校の設置者である市町村教育委員会が協議して採択する場合
特別支援学級を設置する学校の設置者である市町村教育委員会は、各学校の実態を把握するなかで、適切な教科用図書を採択する。
- 2 市町村教育委員会の協議が整わない場合の方法について
 - (1) 採択の協議が整わない場合は、県教育委員会の指導助言を得て、再度協議して決定すること。
 - (2) 投票によって採決するようなことは避けること。
- 3 採択の公正確保について
 - (1) 指導の方法及び内容について
文書、説明会、訪問、面接等による指導を行い公正確保の趣旨徹底を図ること。
 - (2) 情報公開
公正確保に支障をきたさない範囲で採択に関する情報の公開を行うこと。

諮問第四項 県立特別支援学校（小学部及び中学部）の平成30年度使用教科用図書の採択について

県教育委員会は、県立特別支援学校（小学部及び中学部）において使用する教科用図書について、学校ごとに校内調査委員会を設置し、教育委員会の示した資料を基に調査研究を行うよう指導し、その結果を参考にして、採択を行うものとする。

【今後の採択について】

市町村教育委員会等採択権者は、この答申を参考に調査研究等を行い、「特別の教科 道徳」と「学校教育法附則第9条の規定による図書」の採択を行う。

(平成29年6月14日 定例教育委員会)

課名

義務教育課

件名 平成29年度山梨県学力把握調査結果の概要について

1 調査の目的

節目の学年における児童生徒の学習の定着状況を把握するため、調査を実施し、結果の分析をとおして、早い段階から学習内容の不十分な理解を解消するなど、きめ細かな指導に役立てる。また、授業における指導方法や学校、家庭、地域における学習環境の改善に資する。

本年度は、特にこれまでの改善の進捗状況を具体的に把握するために、過去調査（H23～H28）で出題された設問を基に調査問題を作成した。

2 調査の対象等

| 区分 | 小学校第3学年 | 小学校第5学年 | 中学校第2学年 |
|----------------|--------------------------|------------------|-----------------------------|
| 対象教科を実施した児童生徒数 | (国語) 6426人 (算数) 6424人 | 6657人 | (国語) 6814人 (数学・英語) 6811人 |
| 対象教科 | 国語・算数 | 国語・算数 | 国語・数学・英語 |
| 調査問題の範囲 | 小学校第2学年までに学習した内容 | 小学校第4学年までに学習した内容 | 中学校第1学年までに学習した内容 |

3 調査の日時

| 区分 | 小学校 | 中学校 |
|----------------|----------|---------|
| 実施日 | 4月18日(火) | |
| 調査教科 (実施時間) | 国語(40分) | 国語(45分) |
| | 算数(40分) | 数学(45分) |
| | — | 英語(45分) |

4 各教科の主な結果

| 校種・学年・教科 | 平均正答数/設問数 | H29平均正答率 | ※比較データ | 過去調査より正答率が上がった設問の数/設問数(割合) |
|----------|-----------|----------|--------|----------------------------|
| 小・3・国語 | 16.6/23 | 72.4% ↑ | 71.0% | 12/23 (52.2%) |
| 小・3・算数 | 15.7/21 | 74.9% ↑ | 74.0% | 12/21 (57.1%) |
| 小・5・国語 | 16.3/23 | 71.0% ↑ | 66.8% | 17/23 (73.9%) |
| 小・5・算数 | 17.6/23 | 76.7% ↑ | 74.0% | 18/23 (78.3%) |
| 中・2・国語 | 16.2/23 | 70.3% ↑ | 68.1% | 13/23 (56.5%) |
| 中・2・数学 | 19.0/30 | 63.2% ↑ | 62.5% | 27/30 (90.0%) |
| 中・2・英語 | 21.6/33 | 65.6% ↑ | 62.6% | 25/33 (75.8%) |

※比較データ；過去調査の平均正答率

5 全体的な傾向の分析・考察

- ・国語では、小学校は漢字の読みについて、中学校は言葉に関する知識について理解が深まっていると考えられるが、文法や古文の音読について課題が見られる。
- ・算数・数学では、計算の技能や図形に関する知識について理解が深まっていると考えられるが、答えの根拠や解き方を説明することに課題が見られる。
- ・英語では、慣れ親しんだ表現について理解が深まっていると考えられるが、英文を書くことに課題が見られる。

6 改善への取組

○結果概要説明会 6月20日、22日

- ・調査結果の概要を公表し、本県児童生徒の学力調査における成果と課題を共有する。
- ・各校で説明会での内容を校内研究会等で還元し、結果や課題について全校で共有する。
- ・自校の調査結果と比較しながら課題を分析し、早期の授業改善につなげていく。

